

別紙 作成義務者の一覧表

施行令 第3条	該当施設・事業及び根拠法令	作成すべき計画又は規程と根拠法令	提出先	提出部数 (写しの部数)	添付書類
第1号	1項 イ 劇場、映画館、演芸場又は観覧場 (30 人) ロ 公会堂又は集会場 (30 人) 2項 イ キャバレー、カフェー、ナイトクラブ類 (30 人) ロ 遊技場又はダンスホール (30 人) ハ 性風俗関連特殊営業 (30 人) ニ カラオケボックス類 (30 人) 3項 イ 待合、料理店類 (30 人) ロ 飲食店 (30 人) 4項 百貨店、マーケット等物品販売業を営む店舗又は展示場 (30 人) 5項 イ 旅館、ホテル又は宿泊所類 (30 人) 6項 イ 病院、診療所又は助産所 (30 人) 8項 図書館、博物館、美術館類 (50 人) 9項 イ 公衆浴場のうち、蒸気浴場、熱気浴場類 (30 人) ロ イ以外の公衆浴場 (50 人) 10項 車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場 (50 人) 11項 神社、寺院、教会類 (50 人) 13項 イ 自動車車庫又は駐車場 (50 人) 15項 前各項に該当しない事業場 (50 人) 16項の2 地下街 (30 人) 17項 文化財建築物 (50 人) <p style="text-align: right;">【消防法施行令第1条の2第3項】</p>	消防法第8条第1項に規定する消防計画	消防長 (中・南消防署)	1部 (1部)	当該施設の位置を明らかにした図面 (浸水想定地域外の避難場所までの避難経路図)
	16項の3 準地下街 (建築物の地階で不特定多数が出入りするもの)	対策計画	知事 (愛知県消防保安課)	1部 (1部)	同上

施行令 第3条	該当施設・事業及び根拠法令	作成すべき計画又は規程と根拠法令	提出先	提出部数 (写しの部数)	添付書類
第2号	次の複合用途防火対象物で不特定多数の者が出入りするもの (その一部が消防法施行令別表第1の1項から4項、5項イ、6項イ、8項から11項、13項イ又は15項の防火対象物の用途で、当該用途に供されている部分の収容人員の合計が30人以上のもの) 【消防法施行令第1条の2第3項】	(1項から4項、5項イ、6項イ、9項イの施設で収容人員30人以上のもの及び8項9項ロ、10項、11項、13項イ、15項の施設で収容人員50人以上のもの) 消防法第8条第1項に規定する消防計画	消防長(中・南消防署)	1部(1部)	当該施設の位置を明らかにした図面(浸水想定地域外の避難場所までの避難経路図)
		(8項、9項ロ、10項、11項、13項イ、15項の施設で収容人員が30人以上50人未満のもの) 対策計画	知事(愛知県消防保安課)	1部(1部)	同上
第3号	予防規程を定めなければならない危険物の製造所、貯蔵所又は取扱所 【危険物の規制に関する政令第37条】	消防法第14条の2第1項に規定する予防規程	市町村長(消防本部予防課)	2部(1部) ※危険物の規制に関する規則第62条第2項	同上
第13号	学校(小中高大学校、高専、特別支援学校、幼稚園等1条) 専修学校(124条) 各種学校(134条) 【学校教育法第1条、第124条、第134条】	(収容人員50人(特別支援学校及び幼稚園にあつては30人)以上のもの)消防法第8条第1項に規定する消防計画	消防長(中・南消防署)	1部(1部)	同上
		(収容人員50人(特別支援学校及び幼稚園にあつては30人)未満のもの)対策計画	知事(私立学校は愛知県私学振興室、公立学校は愛知県教育委員会)	1部(1部)	同上

施行令 第3条	該当施設・事業及び根拠法令	作成すべき計画又は規程と根拠法令	提出先	提出部数 (写しの部数)	添付書類
第14号	<p>児童福祉施設（助産施設、乳児院、母子生活支援施設、保育所、幼保連携型認定こども園、児童厚生施設、児童養護施設、障害児入所施設、児童発達支援センター、児童心理治療施設、児童自立支援施設及び児童家庭支援センター）</p> <p style="text-align: center;">【児童福祉法第7条第1項】</p> <p>身体障害者社会参加支援施設（身体障害者福祉センター、補装具製作施設、盲導犬訓練施設及び視聴覚障害者情報提供施設）</p> <p style="text-align: center;">【身体障害者福祉法第5条第1項】</p> <p>保護施設（救護施設、更生施設、医療保護施設、授産施設、宿所提供施設）</p> <p style="text-align: center;">【生活保護法第38条第1項】</p> <p>婦人保護施設</p> <p style="text-align: center;">【売春防止法第36条】</p> <p>老人福祉施設（老人デイサービスセンター、老人短期入所施設、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム、老人福祉センター、老人介護支援センター）</p> <p style="text-align: center;">【老人福祉法第5条の3】</p> <p>有料老人ホーム（常時10人以上の入所）</p> <p style="text-align: center;">【老人福祉法第29条】</p> <p>介護老人保健施設</p> <p style="text-align: center;">【介護保険法第8条第28項】</p> <p>介護医療院</p> <p style="text-align: center;">【介護保険法第8条第29項】</p> <p>障害福祉サービス事業（生活介護、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援を行う事業に限る。）の用に供する施設</p> <p>障害者支援施設</p> <p>地域活動支援センター</p> <p>福祉ホーム</p> <p style="text-align: center;">【障害者総合支援法第5条第1項、11項、27項、28項】</p>	<p>（社会福祉施設等のうち収容人員10人、30人または50人以上のもの）</p> <p>消防法第8条第1項に規定する消防計画</p>	消防長（中・南消防署）	1部（1部）	当該施設の位置を明らかにした図面（浸水想定地域外の避難場所までの避難経路図）
	<p>有料老人ホーム（常時10人以上の入所）</p> <p style="text-align: center;">【老人福祉法第29条】</p> <p>介護老人保健施設</p> <p style="text-align: center;">【介護保険法第8条第28項】</p> <p>介護医療院</p> <p style="text-align: center;">【介護保険法第8条第29項】</p> <p>障害福祉サービス事業（生活介護、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援を行う事業に限る。）の用に供する施設</p> <p>障害者支援施設</p> <p>地域活動支援センター</p> <p>福祉ホーム</p> <p style="text-align: center;">【障害者総合支援法第5条第1項、11項、27項、28項】</p>	<p>（社会福祉施設等のうち収容人員10人、30人または50人未満のもの）</p> <p>対策計画</p>	知事（愛知県地域福祉課）	1部（1部）	同上

施行令 第3条	該当施設・事業及び根拠法令	作成すべき計画又は規程と根拠法令	提出先	提出部数 (写しの部数)	添付書類
第24号	前各号以外の工場等で、勤務者が1,000人以上の工場等（工場、作業所、事業場）	消防法第8条第1項に規定する消防計画	消防長（中・南消防署）	1部（1部）	当該施設の位置を明らかにした図面（浸水想定地域外の避難場所までの避難経路図）